

虐待防止のための指針作成の手引き

松戸市高齢者虐待防止ネットワーク
令和7年2月

はじめに

令和 3 年度介護報酬改定で、「介護に携わるすべての事業所における高齢者虐待に対する対応」が義務づけられました。具体的には、「事業所ごとに、指針の作成、委員会の開催、研修の実施」などが要請されています。3 年間の移行期間がありますが、令和 6 年 4 月 1 日には、すべての事業所でこれを整備する必要があります。

しかし、これらを、例えば、「ケアマネジャー1 人で運営している居宅介護支援事業所」、「3 人の看護師で運営している訪問看護ステーション」が可能だろうか、と考えると、非常に困難なものがあると思われます。また、比較的職員数が多い、老人ホームなどの介護施設でも、指針の策定には苦悩しているのではないかと予想します。

そこで、松戸市高齢者虐待防止ネットワークでは、「指針の雛型」を作り、個々の事業所の方々が、それを「見本」として自身の事業所の指針を作成可能にしたいと考えました。また、研修に関しては、松戸市で行われる研修会や、松戸市で配信・配布する動画研修ツールなどを活用して頂くことができます。このようにすれば、個々の事業所の負担を極力少なくして、良質な指針策定や、良質な研修会開催ができると考えます。

もう一つ大切なことがあります。この指針には、「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク 18 年の歴史でつちかった知恵が凝縮されている」ことです。松戸市は高齢者虐待防止法施行に先立つ 2 年前の 2004 年にネットワークを立ち上げ、国内でも先進的な高齢者虐待防止対応をしてきました。特に、虐待防止の実践において、具体的な記載を数多く、この指針のひな型に盛り込みました。そして、事業所の方々は、この雛形を用いるだけで、高齢者虐待防止において、十分に水準の高い、有力な指針を作り、実践できるものと期待します。

実際には、小規模事業所が他の事業所と連携して委員会等を開催する場合の事例の個人情報の取り扱いなど、細部には解決すべき課題は多くありますが、まずは、この雛形をご利用いただき、事業所の虐待防止対応の整備に着手して頂ければ幸いです。

2022 年 12 月

高齢者虐待防止ネットワーク
会長 和田忠志

目次

<u>I.手引きの利用方法</u>	3
<u>II.虐待防止のための指針の構成案と記載事項</u>	6
<u>III.参考文献</u>	10
<u>IV. 虐待防止のための指針 雛型</u>	11

I. 手引きの利用方法

1) 目的

令和 3 年度の介護報酬改定・基準省令改正により、各施設、各事業所による虐待防止の体制整備が義務づけられました。本手引きは、市内すべての介護保険事業者が、適切な「虐待防止のための指針（以下、指針）」を作成するとともに、指針に従った取り組みを推進していただくことを目的に作成いたしました。

2) 利用を想定している方

すべての介護保険事業者

3) 利用する上での留意点

本手引きは、松戸市高齢者虐待防止ネットワークや松戸市が、今までの取り組みを踏まえ、推奨する内容を記載しています。

しかしながら、既に指針を作成していたり、事業所の規模等によっては、手引きに示した内容の実施が難しかったり、事業所の実態にそぐわなかったりする場合もあることから、本手引きに必ずしも沿った運用を行う必要はありません。

本手引き及び巻末につけました雛形を参考に、事業所の規模、提供サービス内容、職員の特性を踏まえた指針を作成していただき、指針に基づき適切な虐待対応の取り組みを推進できるようご留意ください。

4) 期待する効果

○指針作成の過程および指針に基づいた取り組みを通し、職員の虐待防止に対する意識が向上し、虐待の未然防止、早期発見、適切な対応が推進される。

○虐待が疑われる事例を発見した場合は、担当の地域包括支援センター又は松戸市（地域包括ケア推進課や指導監査課）に通報したり、状況に応じて警察、救急車を要請することが周知徹底される。

・地域包括支援センター

次ページ参照
(通報は 24 時間お受けします)

【養護者（家族等）による虐待が疑われる場合】

・松戸市地域包括ケア推進課

電話 047-366-7343
FAX 047-366-7748

【養介護施設従事者（施設・介護サービス従業者）による虐待が疑われる場合】

・松戸市指導監査課

電話 047-366-4101
FAX 047-710-0229

・目前で暴力が行われているとき

110 番へ

・医療がすぐに必要な病気やけががあるとき

119 番へ

地域包括支援センター 連絡先一覧

	所在地	担当地域	連絡先
明第 1	稔台 7-13-2 第 3 山田マンション 101-A	根本・吉井町・小根本・緑ヶ丘 1～2 丁目・松戸新田 仲井町 1～3 丁目・稔台・稔台 1～8 丁目・岩瀬・野菊野 胡録台	☎ 047-700-5881 FAX 047-700-5567
明第 2 西	栄町西 3-991-15	栄町 1～8 丁目・栄町西 1～5 丁目・樋野口・古ヶ崎 古ヶ崎 1～4 丁目	☎ 047-382-5707 FAX 047-382-5727
明第 2 東	上本郷 3196 パイン ツリーコート 1 階	上本郷・北松戸 1～3 丁目・竹ヶ花・竹ヶ花西町・南花島 南花島 1～4 丁目・南花島中町・南花島向町	☎ 047-382-6294 FAX 047-312-4882
本庁	松戸 1292-1 シティハイツ 1 階	本町・松戸・小山・二十世紀が丘美野里町	☎ 047-363-6823 FAX 047-710-7108
矢切	上矢切 299-1 総合福祉会館内	上矢切・中矢切・下矢切・三矢小台 1～5 丁目・二十世紀が丘柿の木町・二十世紀が丘萩町 大橋〔旧有料道路（県道松戸・原木線）西側〕・栗山	☎ 047-710-6025 FAX 047-710-6027
東部	紙敷 1186-8 第二南花園内	河原塚・田中新田・紙敷・紙敷 1～3 丁目・東松戸 1～4 丁目・秋山・秋山 1～3 丁目・高塚新田・和名ヶ谷・大橋〔旧有料道路（県道松戸・原木線）東側〕・二十世紀が丘丸山町 二十世紀が丘中松町・二十世紀が丘戸山町 二十世紀が丘梨元町	☎ 047-330-8866 FAX 047-330-8867
常盤平	常盤平 3-11-1 西友常盤平店 5 階	金ヶ作・千駄堀・常盤平 1～7 丁目〔常盤平団地の担当地域を除く〕・常盤平双葉町・常盤平西窪町・常盤平陣屋前・常盤平柳町・牧の原・牧の原 1～2 丁目・日暮 日暮 1～8 丁目・常盤平松葉町	☎ 047-330-6150 FAX 047-330-6260
常盤平 団地	常盤平 2-24-2 第 C 号棟 5 号室	常盤平 1 丁目のうち駅上市街地住宅・常盤平 2 丁目のうち 1 街区・常盤平 3 丁目のうち 3 街区・中央市街地住宅・駅前市街地住宅・セントラルハイツ・常盤平 4 丁目のうち E 街区・常盤平 7 丁目のうち 2 街区・けやき通り住宅	☎ 047-382-6535 FAX 047-382-6536
五香 松飛台	五香西 2-35-8 斉藤ビル 1 階	串崎南町・串崎新田・松飛台・五香 1～8 丁目 五香西 1～6 丁目・五香南 1～3 丁目・五香六実	☎ 047-385-3957 FAX 047-385-3958
六実 六高台	六高台 2-6-5 リパティベル 1 階	高柳・高柳新田・六実 1～7 丁目・六高台西・六高台 1～9 丁目	☎ 047-383-0100 FAX 047-383-2288
小金	小金 3 高橋ビル 4 階	幸田・幸田 1～5 丁目・中金杉 1～5 丁目・平賀・東平賀・殿平賀・久保平賀・大金平 1～5 丁目・大谷口・小金・小金きよしヶ丘 1～5 丁目・小金上総町・小金清志町 1～3 丁目・二ツ木・二ツ木二葉町・根本内（国道 6 号西側）	☎ 047-374-5221 FAX 047-349-0560
小金原	栗ヶ沢 789-22	根本内（国道 6 号東側）・小金原 1～9 丁目・栗ヶ沢 八ヶ崎 1 丁目・小金 1700 番台	☎ 047-383-3111 FAX 047-385-3071
新松戸	新松戸 1-414 大清堂ビル 1 階	横須賀 1～2 丁目・新松戸 1～7 丁目・新松戸東 新松戸北 1～2 丁目・小金 1100～1300 番台	☎ 047-346-2500 FAX 047-346-2514
馬橋西	西馬橋広手町 40-1 秀栄ビル 101	旭町 1～4 丁目・外河原・七右衛門新田・主水新田 新松戸南 1～3 丁目・西馬橋 1～5 丁目・西馬橋相川町 西馬橋蔵元町・西馬橋幸町・西馬橋広手町・馬橋（JR 線西側）	☎ 047-711-9430 FAX 047-711-9433
馬橋	中和倉 130 第 1 コーポオンダ 1 階	馬橋（JR 線東側）・三ヶ月・幸谷・八ヶ崎・八ヶ崎緑町 八ヶ崎 2～8 丁目・中根・新作・中根長津町・中和倉	☎ 047-374-5533 FAX 047-374-5501

参考：小規模事業所での委員会の開催・研修の実施

令和3年度介護報酬改定・基準省令改正に伴う解釈通知において、「他の会議体との一体的な設置・運営」及び「他のサービス事業者との連携等により行うこと」をそれぞれ差し支えないとしています。

また、下記の通り介護報酬改定に関する Q&A においても、従業者が実質 1 名等の小規模な事業所における考え方が示されています。

問 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業所では、実質的に従業者が 1 名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。

(答)

虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただきたい。例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。

研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

出典：令和3年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.3) (令和3年3月26日)

「他の会議体との一体的な設置・運営」は、身体拘束の適正化やリスクマネジメント委員会、感染対策委員会等との一体的な設置・運営です。「一体的」とは、事業所ごとに設置・運営される委員会の役割や検討事項等を一本化するという意味ではありません。「合同開催」に近いものとしてそれぞれの役割や取り扱う事項の範囲を明確にしておく必要があります。

また、「他のサービス事業者との連携等により行うことについて」は、法人内の複数事業所による合同開催や、地域の他事業所（法人）と連携して実施する等の形が考えられます。しかしながら、委員会で個別事例等を取り扱う際には、個人情報の事業所外委員への開示に十分注意し、匿名性の高い形で取り扱います。

【個人情報の取り扱い例】

- ①年齢、性別、は、開示する。被害者(疑いの者)および加害者(疑いの者)氏名は開示しない。
- ②利用するサービスの種別(訪問診療、訪問介護、短期入所生活介護、など)は開示する。
- ③利用するサービス事業所(医療機関、介護保険のサービス事業所)の名称は匿名とする。
- ④委員会の日時と出席者を必ず記録する。
- ⑤事例検討結果の記録文書はその事例を受け持つ事業所のみに保管する。

Ⅱ. 虐待防止のための指針の構成案と記載事項

以下、指針の構成案を示すとともに、事業所で取り組んでいただくことを推奨する内容を示します。

各施設・事業所の状況に応じて、内容をご検討ください。

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

- (1) 高齢者虐待防止に関する法人の理念や、高齢者虐待の未然防止、早期発見、適切な対応の必要性について明記する。
- (2) 虐待が疑われる事例を発見した場合は、高齢者虐待防止法 7 条及び 21 条に基づき、担当の地域包括支援センターまたは松戸市（指導監査課または地域包括ケア推進課）に通報する義務があることを明記する。委員会や管理職への報告は、強制されるべきものではない旨を明記する。
- (3) 当該事業所がある場所の通報先となる地域包括支援センター名と電話番号を明記する。
- (4) 虐待を疑う事例、虐待と認められる事例を発見した場合、通報義務があることを明記する。
- (5) 被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を生じる可能性の高い虐待事例に遭遇した際は、警察あるいは救急車を要請することを明記する。
- (6) 介護保険法にも人格尊重義務がうたわれていることを明記する。

【参考】 介護保険法 第 74 条 第 6 項 ※他サービス事業者も同様の記載あり
指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- (1) 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを明記する。
- (2) 委員会は、管理者を含め、幅広い職種で構成することを明記する。また、多くの職員が経験できるように、持ち回り制で行うことが望ましい。
※委員会人数は、事業所の規模によって検討する。
- (3) 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする。
- (4) 委員会は定期開催することが望ましい。また、年間、実施回数を明記する。また、重大な虐待事例が発生した場合は、24 時間以内に臨時委員会を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法等を検討することを明記する。
- (5) 虐待防止の専門家を委員として積極的に活用するように努めるが、見つからない場合は必要に応じて、地域包括支援センターや松戸市指導監査課に相談・助言を求めることを明記する。
- (6) 委員会について、他の会議体を設置しており、これと一体的に設置・運営する場合はその旨を、また他のサービス事業者との連携等により行う場合は、この旨を

明記する。

※委員会内で個人情報扱う場合は、他会議との一体的開催や他サービス事業者等との連携は慎重に判断する必要性がある。

(7) 委員会は、集合形式を原則とするが、必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うと明記する。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することを明記する。

(8) 委員会で検討し、そこで得た結果（事業所における虐待防止に対する体制、虐待等の再発防止策等）については、従業者に周知徹底を図ることを明記する。

(9) 委員会で検討する事項は下記の通りとする事を明記する。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、松戸市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑧ 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと

〈委員会で検討すべき具体例〉

- 早期通報（通報先は地域包括支援センターまたは市役所）が行われたかどうかの確認
- 事例検討
 - 家庭内の虐待（養護者による虐待）の事例検討
 - 養護者以外による経済的虐待の事例検討
 - 当該事業所職員による虐待（養介護施設従事者等による虐待）の事例検討
 - 身体拘束を行なった事例検討
 - 事業所から医師に行動抑制目的に鎮静剤投与を依頼した事例検討
 - 虐待に至らないグレーゾーンの事例検討
 - 虐待かどうかわからないが虐待が推測される事例検討
 - 現在進行中のすべての事例を、繰り返し、定期の委員会に議題として提出する
 - 終了した事例に関しても、今後の虐待防止に資すると判断される場合は議題とする
- 事業所の事例対応の適切さに対する評価と助言
- 事業所の高齢者虐待防止のための指針及びマニュアル等の作成・改定
- 研修会の開催（市や地域包括支援センター等が行う研修会への参加で代用可）
 - 研修を事業所職員全員が受けられるよう配慮する。（市や地域包括支援センター等が行う研修会のアーカイブ等の視聴で代用可）。
- ヒヤリハット報告書の記載内容の分析と対策の検討

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 研修の必要性として、従事者は経験が豊富で技能が高いほど虐待事例・困難事例に適切に対応できること、それゆえ、介護技能の研鑽が重要性であること、を記載する。
- (2) 一方で、優れた支援者であっても、利用者に対して虐待を行う可能性があること、それゆえ、経験者でも内省が必要なこと、を記載する。
- (3) 研修会是指針に基づいた研修プログラムを作成することを明記する。
- (4) 定期的な研修（年間の実施回数を明記）及び、新規採用者には虐待の防止のための研修を必ず実施することを明記する。なお、松戸市高齢者虐待防止ネットワークの発行するマニュアルを教材にしても差し支えない。
- (5) 研修の実施内容については記録を残すことを明記する。
- (6) 職員研修の際は「自己チェックリスト」を活用して、自身の介護状況を振り返る時間を設けることを明記する。
※松戸市高齢者虐待防止ネットワークの発行する「松戸市高齢者虐待防止マニュアル 養介護施設用」に記載されている「施設従事者のための自己チェックリスト」を用いることも可能である。
- (7) 内部研修だけでなく、県や市、地域包括支援センターが行う外部研修会へ参加することを明記する。
- (8) 研修は全従業者が受けられるような方法を検討することを明記する。
※松戸市 高齢者虐待防止ネットワークの HP にある「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けた研修動画」を活用することも可。

4. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の対応方法について手順を記載する。
- (2) 行政が実施する高齢者虐待に係る調査について協力することを記載する。
- (3) 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うことを明記する。
明らかに虐待と認識できる事例以外にも、下記のような事例も検討の対象にするよう、留意されたい。

事例検討内容例：

- ①養護者等による高齢者虐待…
 - a. 自宅での身体拘束事例
 - b. 養護者以外による経済的虐待事例
- ②養介護施設従事者等による虐待…
 - a. 身体拘束事例、行動抑制を目的に鎮静剤投与等を医師に依頼した事例
 - b. 命令口調での対応、高齢者の話を強い口調でさえぎる等の行為
 - c. 不適切な介護が疑われる事例

上記のようなものについても、事例検討を実施し、虐待の解消や再発防止策を検討する。明らかに虐待と認識できる事例、上記のような事例を含め、現在進行中の全ての事例を、定期の委員会にて検討する。

5. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待が疑われる事例を発見した場合の報告体制について手順を記載する。

- (2) 事故報告、ヒヤリハット報告の報告体制について手順を記載する。
 - (3) 虐待かもしれないと感じた事例を経験した時、虐待してしまったかもしれないと感じたとき、委員会に「ヒヤリハット報告」を行う必要があることを指針に明確に記載する。
 - (4) 虐待が疑われるような、事故・ヒヤリハットについては虐待防止検討委員会へ報告するよう明記する。
 - (5) 虐待が疑われる場合、委員会に報告する前に、地域包括支援センターあるいは市に通報する義務があることを明記する。
6. 成年後見制度の利用支援に関する事項
- (1) 成年後見制度の利用の支援についての手順や方法について記載する。
7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- (1) 虐待等に係る苦情が発生した場合の解決方法について手順を記載する。
8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- (1) 本指針を利用者に見えやすいところに掲示することを明記する。
 - (2) 利用者の通報の利便を図るため、当該事業所がある場所の「高齢者虐待通報先」である地域包括支援センターの電話番号と松戸市役所指導監査課（及び地域包括ケア推進課）の電話番号を利用者に見えやすいところに掲示することを明記する。
※松戸市作成の虐待防止ポスターを活用することも可。
9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項
- (1) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くことを明記する。
10. 本指針の改廃
- 指針の改廃の手順を明記する。
11. 附則
- 指針の施行日を明記する。

Ⅲ. 参考文献

- ・ 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター：
施設・事業者における高齢者虐待防止のための体制整備
～令和３年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考～. 令和４年３月
- ・ 松戸市高齢者虐待防止マニュアル 養介護施設用 令和７年２月
- ・ 松戸市高齢者虐待防止マニュアル 家庭用 令和７年２月
- ・ 松戸市高齢者虐待防止マニュアル 専門職用 令和７年２月

IV. 虐待防止のための指針 雛型

以下については、「Ⅱ. 虐待防止のための指針の構成案と記載事項」に示した、事業所で行っていただくことを推奨する内容をもとに作成した雛形になります。

指針の作成過程を通し、日頃の虐待防止の取り組みを振り返り、さらなる取り組みを推進していただくことを期待します。

文中の〇〇等については、事業者名等を記入してください。

虐待防止のための指針

法人名 ○○○○

施設名 ○○○○

※各施設・事業所の状況に応じて、内容をご検討ください。

〇〇事業の人員、施設及び運営に関する基準省令 37 条の 2 に基づく虐待防止のための指針を以下のように定める。

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。当施設（事業者）では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当施設（事業者）が掲げる理念〇〇を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、運営規定〇条に明示します。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当施設では「高齢者虐待」を資料 1 のような行為として整理します。また、介護保険法にも人格尊重義務がうたわれていることや、当施設のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当施設職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及び、セルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置

〇〇事業の人員、設備及び運営に関する基準省令 37 条の 2 に基づき、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として、「〇〇事業者 虐待防止検討委員会（以下、委員会）」を設置します。

(2) 委員会の組織

委員会の構成員は、施設長、介護部長、各課課長、各フロアリーダー、看護職員の代表者、生活相談員の代表者とし、代表者は 2 年任期とします。また、外部有識者として顧問弁護士及び社会福祉士等の専門職を構成員とし、必要に応じて委員を任命することとします。これらの外部有識者を積極的に採用するように努めますが、必要に応じて、地域包括支援センターや松戸市指導監査課に相談・助言を求めます。

委員会の責任者として委員長を置き、これを当施設の施設長が務めます。また、副委員長を介護部長とするとともに、両名を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、担当者）」とします。その他、各構成員の役割は表のとおりとします。

【構成員ごとの役割】

構成員	役割
施設長	委員長（責任者） 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
看護・介護部長	副委員長 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
各課課長・各フロアリーダー	虐待防止対策の周知・進捗管理
看護職員の代表者	医療的ケア等に関する検討
生活相談員の代表者	利用者・家族等への説明・相談対応
外部有識者（医師・弁護士・社会福祉士等）	第三者かつ専門家の観点からの助言

(3) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により年間計画に基づき、年〇回以上開催するとともに、必要に応じて随時、開催します。また、定期開催分については、身体拘束適正化委員会との共催（毎回）とします。併せて、年〇回、法人内の各事業所の虐待防止検討委員会と共催します。

重大な虐待事例が発生した場合は、24 時間以内に臨時委員会を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法等を検討します。

委員会は、集合形式を原則とするが、必要に応じてオンライン等を活用して行います。その際、〇〇個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

(4) 委員会における検討事項（所掌事項）

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備・見直しに関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、松戸市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑧ 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと

(5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、各課課長及びフロアリーダーにより回覧するなどして周知徹底を図ります。

〈委員会で検討すべき具体例〉

- 早期通報(通報先は地域包括支援センターまたは市役所)が行われたかどうかの確認
- 事例検討
 - 家庭内の虐待(養護者による虐待)の事例検討
 - 養護者以外による経済的虐待の事例検討
 - 当該事業所職員による虐待(養介護施設従事者等による虐待)の事例検討
 - 身体拘束を行なった事例検討
 - 事業所から医師に行動抑制目的に鎮静剤投与を依頼した事例検討
 - 虐待に至らないグレーゾーンの事例検討
 - 虐待かどうかわからないが虐待が推測される事例検討
 - 現在進行中のすべての事例を、繰り返し、定期の委員会に議題として提出する
終了した事例に関しても、今後の虐待防止に資すると判断される場合は議題とする
- 事業所の事例対応の適切さに対する評価と助言
- 事業所の高齢者虐待防止のための指針及びマニュアル等の作成・改定
- 研修会の開催(市や地域包括支援センター等が行う研修会への参加で代用可)
研修を事業所職員全員が受けられるよう配慮する。(市や地域包括支援センター等が行う研修会のアーカイブ等の視聴で代用可)。
- ヒヤリハット報告書の記載内容の分析と対策の検討

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

経験が豊富で技能が高い職員ほど、虐待事例・困難事例に適切に対応できます。それゆえ、全職員の介護技能の研鑽が重要となります。一方で、優れた職員であっても、利用者に対して虐待を行う可能性があり、経験者でも内省が必要となります。これらのことから、高い介護技術の獲得と内省する機会として全職員を対象とした研修会を実施します。研修会は、本指針に基づき、研修プログラムを作成し計画的に実施します。

(1) 定期開催

全職員に対し、年〇回(〇月頃及び〇月頃)の研修会を実施します。なお、松戸市高齢者虐待防止ネットワークの発行するマニュアルを活用します。県や市、地域包括支援センターが行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会への出席をもって、定期開催の研修会の参加とすることもできます。

定期開催の研修会に参加していない、参加できない職員には、松戸市 高齢者虐待防止ネットワークのホームページ上にある「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けた研修動画」の視聴をもって、研修会に参加したものとします。

(2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定め、虐待等の防止を図るための研修を必ず実施します。

(3) 外部研修会へ参加

県や市、地域包括支援センターが行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会に職員が参加できるよう、業務の調整等を行います。

また、全職員が松戸市 高齢者虐待防止ネットワークのホームページ上にある「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けた研修動画」の視聴ができるように配慮します。

(4) 研修内容

研修内容は以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定めます。

①自身の介護状況の振り返り

②虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識

③本指針及び「〇〇虐待防止対応マニュアル」の内容に基づく取り組み方法

④虐待通報義務の履行、並びに虐待等に関する相談・報告の方法

⑤委員会の活動内容及び委員会における決定事項

なお、①自身の介護状況の振り返りは、松戸市高齢者虐待防止ネットワークの発行する「松戸市高齢者虐待防止マニュアル 養介護施設用」に記載されている「施設従事者のための自己チェックリスト」を活用します。

(5) 研修記録

研修の実施回ごとに、当施設統一様式（様〇式第号）により研修実施記録を作成し、使用した資料とともに、記録簿ファイルに綴り、文書管理規定に則り保管・管理します。

(6) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯等について委員会で検討し、参加率向上に努めます。また、研修ごとに参加率を算出して委員会内で評価するとともに、欠席者に対しては各フロアーリーダーにより伝達し、その結果も研修記録に含めます。

4. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 市町村等への通報

虐待を疑う場面に立ち会ったり、虐待と認められる行為等を発見した場合、通報義務が発生します（高齢者虐待防止法第7条第2項及び第21条1項）。したがって、虐待が疑われる、もしくは、虐待を発見した場合は、速やかに下記へ通報してください。その後、委員会の構成員もしくは、管理職に報告をお願いします。但し、委員会の構成員や管理職への報告は強制するものではありません。

なお、被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を生じる可能性の高い虐待事例に遭遇した際は、即時、警察あるいは救急車を要請してください。

また、通報者の秘密は守られます（高齢者虐待防止法 第8条、第23条）。通報した際に、氏名等を名乗らないことも可能です。

通報先

() 地域包括支援センター 電話
FAX

(通報は 24 時間お受けします)

松戸市指導監査課 電話 047-366-4101
FAX 047-710-0229

松戸市地域包括ケア推進課 電話 047-366-7343
FAX 047-366-7748

目前で暴力が行われているとき 110番へ

医療がすぐに必要な病気やけががあるとき 119番へ

(2) 施設内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者・利用者を発見し、松戸市指導監査課（又は地域包括支援センター）に通報した場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法・様式及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成員は、インシデント報告様式（様式第○号）を使用してその記録を作成し、委員会委員長に報告します。（松戸市のみに通報し、施設管理職・委員会等に報告しないという方法をとっても差し支えありません。）

報告を受けた委員長は、下記の対応もしくは対応の指示を適時適切に実施します。

- ①当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- ②松戸市指導監査課への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- ③法人本部、家族等への報告（第一報）
- ④関係職員・フロアリーダー等への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- ⑤委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- ⑥事後対応及び再発防止策の周知・実行
- ⑦関係者への報告（第二報以降適時）
- ⑧必要に応じた懲罰委員会への報告
- ⑨委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価
- ⑩虐待事例の事例検討会の実施

(3) 千葉県及び松戸市が実施する高齢者虐待等に係る調査協力

千葉県及び松戸市から、高齢者虐待等に係る調査協力依頼等があった場合には、速やかに協力します。

5. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 虐待が疑われる事例を発見した場合の報告体制

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4の(1)、(2)、(3)に準じます。

なお、虐待かもしれない感じた事例を経験した時、虐待してしまったかもしれないと感じたときには、委員会に「虐待ヒヤリハット報告」をする必要があります。

(2) 事故報告、ヒヤリハット報告の報告体制

事故報告ヒヤリハット報告委員会規則に従います。

(3) 虐待が疑われるような、事故・ヒヤリハットの取り扱い

事故報告ヒヤリハット報告委員会は、事故報告及びヒヤリハット報告に虐待が疑われる事例が含まれていないかを確認をします。虐待が疑われるような事例を発見した場合は、本指針4の(1)、(2)、(3)に準じます。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度や、その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、地域包括支援センター、松戸市成年後見相談室を適宜紹介します。

成年後見制度の概要は、資料2を参照してください。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情は、当施設において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付けます。苦情対応窓口及び虐待対応については、重要事項説明書に示します。

受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者・家族、後見人、当施設に來所した方及び当施設の職員並びにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、施設内に提示するとともに、当法人ホームページに掲載します（[https：〇〇](https://www.kokoro-care.com/)）。

併せて、利用者の通報の利便を図るため、〇〇地域包括支援センターの電話番号と松戸市役所指導監査課（及び地域包括ケア推進課）の電話番号が記載された虐待防止ポスターを作成し、各フロアに掲示します。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

(1) 「〇〇事業者虐待防止マニュアル」の活用

本指針を踏まえて、改定された「〇〇事業者虐待防止マニュアル（〇年版）」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努めます。

(2) 虐待防止担当職員の配置

各フロア及び各課に虐待の防止に関する措置を適切に実施するための虐待防止担当者を配置します。担当職員は、委員会委員もしくは、主任職以上の職員とします。

(3) 他機関との連携

県、松戸市、〇〇協議会等、県、市、及び他施設・他事業者との連携の機会及び同団体その他の機関が開催する研修会や情報交換等をする場には積極的に参加し、利用者の権利擁護に関わる研鑽を常に図ります。

10. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

11. 附則

この指針は、令和〇年〇月〇日より施行する。

資料1 高齢者虐待の種類（養介護施設従事者等による虐待）

○身体的虐待：身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

例)

①暴力的行為

（本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為を含む）

②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せず高齢者を乱暴に扱う行為

③「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制 など

○介護等放棄：衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

例)

①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

②高齢者の状態に応じた治療、ケアを怠ったり、医学的診断を無視したりする

③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置

⑤その他職務上の義務を著しく怠ること

○心理的虐待：著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心的外傷を与える言動を行うこと

例)

①威圧的又は侮辱的な発言、態度

②高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

③高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

④心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

○性的虐待：わいせつな行為をする又はわいせつな行為をさせること

例)

①本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為

○経済的虐待：財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること

例)

①本人の合意なしに、又は判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること、本人の生活に必要な金銭の使用や希望する金銭の使用を理由なく制限すること

資料2 成年後見制度

被虐待者が認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な場合、虐待を受けていても助けを求められないことがあります。このような障害をもつ方々が、とりわけ経済的虐待を受けやすい傾向にあります。このような場合、「成年後見制度」は被虐待者の権利を擁護するための有効な手段となります。

○成年後見制度

成年後見制度には、高齢者等の判断能力によって、法定後見制度と任意後見制度のいずれかを利用することとなります。

- ①法定後見制度：判断能力が不十分な人の権利を擁護するために、家庭裁判所に申立てをし、本人の判断能力に合わせて選任された成年後見人、保佐人または補助人（以下成年後見人等とする）が本人を保護、援助する制度。
- ②任意後見制度：本人が将来を見据えて公正証書で結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になった時に任意後見人が本人を保護、援助する制度。

○成年後見制度の申立者

法定後見制度を利用するための申立ては、本人、配偶者、四親等以内の親族などが行うことができます。身寄りがなく、本人も申立てが困難なほど判断能力が低下している場合や、申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市区町村長が申立てをすることができます（松戸市では市町村申立ての相談窓口は地域包括ケア推進課になります）。

親族が虐待者の場合、「成年後見制度」の利用自体を拒否することがありえます。この場合は、『「成年後見制度」の活用が必要な状況にも関わらず虐待者や申立てを行うことができる4親等以内の親族が「拒否」または「存在しない」場合』に該当し、市区町村長が申立人となることができます。しかし、被虐待者と虐待者の関係だけでなく、虐待者と支援者との関係も悪化させるリスクが高いことを考慮して対応します。

なお、成年後見人等の権限は、被虐待者の権利をすべて擁護できるわけではないため、できる限り「成年後見制度」の利用に関して虐待者の理解を得るための努力が必要です。

○成年後見制度に関するお問合せ先

- ・松戸市成年後見相談室 電話 047-702-3033
- ・地域包括支援センター